

フォレスト益子レストラン出店者募集要項

1 募集の趣旨

フォレスト益子レストラン（以下「レストラン」という）は、令和8年8月31日をもって前事業者が撤退し、現在、レストランにおける飲食物の提供が行われていない状況にある。このため、フォレスト益子の利用者および地域住民の利便性向上を図るとともに、施設の賑わい創出および町有施設の有効活用につなげることを目的として、レストランにおいて飲食物の提供を行うことができる事業者を公募する。

2 施設概要

(1) 所在地

栃木県芳賀郡益子町大字益子4231番地

(2) 施設構造

混構造（RC+S+木造）1階建て

(3) 面積

149,530㎡

客室	89,890㎡
厨房	24,020㎡
食品・器庫	6,920㎡
厨房倉庫	5,440㎡
トイレ	11,300㎡
倉庫	11,960㎡

(4) フロアレイアウト



(5) 駐車場

あり (35 台)

(6) 年間利用者数 (令和 7 年度)

フォレスト益子利用者数 : 16,119 人

(7) 提供設備

①厨房設備 : シンク、作業台、製氷機、食器棚、冷凍冷蔵庫

②客席備品 : テーブル 8 台、椅子 32 脚

③空調設備 : あり

④事業者が設置可能な設備 : 協定に基づき町の承認を得たもの

3 募集内容

(1) 募集業態

レストラン、カフェ、軽食 (募集の趣旨に沿うもの)

(2) 営業日

原則毎日 (定休日を除く)。ただし町と協議のうえ決定

(3) 推奨事項等

①宿泊施設「フォレストイン益子」利用者の朝食提供への協力

②益子焼や地元食材を活用したメニュー構成など、地域性を生かした取り組み

③「益子の森」の自然環境と調和した店舗づくり

④町イベントへの協力

⑤観光客対応 (多言語対応等)

4 応募資格

以下の事項をすべて満たしていること。

(1) 法人または個人事業主であること

(2) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可等、必要な許可を有し、飲食店営業の実績があること

(3) 食品衛生法を遵守していること

(4) 協定書の内容を遵守できること

(5) 諸税目に滞納がないこと

【個人の場合】

所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、町・県民税

【法人の場合】

法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人町・県民税

(6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく更生手続きの申立てがなされていないこと

- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある個人・法人ではないこと

5 使用条件

(1) 使用料の額

レストランを使用して得た飲食代等収入（税抜）の3%（100円未満切り捨て）

(2) 使用料の支払

使用料は、四半期ごとに区分し、各期分（3ヶ月分）を翌月末までに支払う

(3) その他

①点検・清掃費用等は以下面積により按分する

【レストラン面積】全体 149,530 m² (A)、ガラス 30,000 m² (B)、空調 89,890 m² (C)

【施設合計面積】全体 774,440 m² (D)、ガラス 617,000 m² (E)、空調 405,140 m² (F)

・消防設備・警備：費用×A/D（19.31%）

・ガラス：費用×B/E（4.86%）

・空調機：費用×C/F（22.19%）

・電気保安等：費用×レストランの電気料/全体の電気料

・浄化槽・受水槽：費用×レストランの電気料/全体の水道料

②光熱水費、消耗品費、その他営業及び維持管理に要する経費は事業者負担とする

(4) 使用期間

協定締結日から令和9年3月31日（更新可）

(5) 原状回復

退去時は協定書に基づき、原則自己の費用で原状回復を行うこと（協議により残置可）

(6) 禁止事項

無断改装、危険物の持ち込み、騒音行為、その他町が認めない行為

6 応募方法

以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

①応募申請書（様式第1号）

②事業計画書（様式第2号）

③営業に必要な許認可または資格を証明するものの写し

④会社概要または個人事業主の概要（過去の実績が確認できる資料を含む）

⑤租税の完納証明書（3カ月以内のもの）

【個人の場合】

⑥決算書または決算書に類するもの（直近３年分）

【法人の場合】

⑦決算報告書（直近３年分）

（２）提出部数

１部

（３）提出先

栃木県芳賀郡益子町大字益子 2030

益子町観光商工課観光係

（４）提出方法

期限までに、電子メール・郵送・窓口提出のいずれかの方法により提出すること

（５）提出期限

令和８年１０月８日（木）午後５時まで（期日厳守）

７ 選定方法

- ・出店者選考委員会による書類審査及び面接審査
- ・審査結果は電子メール・郵送により通知
- ・なお、審査については非公開として、内容は一切回答しない

８ 質問の受付および回答

（１）質問受付期間

令和８年９月２５日（金）までに「質問書」（様式第３号）を電子メールまたはＦＡＸで送信するとともに、電話で送信した旨の連絡をすること（持参も可）

（２）回答方法

令和８年１０月２日（金）までに町ホームページにおいて公表する

９ 募集スケジュール

（１）募集期間

令和８年９月１０日（木）から１０月８日（木）まで

（２）一次審査（書類審査）

令和８年１０月上旬

（３）一次審査結果通知

令和８年１０月中旬

（４）二次審査（面接）

令和８年１０月中旬

（５）二次審査結果通知

令和８年１０月下旬

(4) 協定締結

令和8年10月下旬

(5) 引渡し・開店準備

令和8年11月上旬以降

10 その他

- ・レストランの現地視察を希望する場合は、事前に観光商工課へ申し出ること
- ・今年度、レストランの空調機更新工事を予定している。工事に伴い、営業に一定の影響が生じる可能性があるため、あらかじめ了承されたい

11 問い合わせ先

益子町観光商工課観光係

住所：栃木県芳賀郡益子町大字益子2030番地

T E L : 0285-72-8846

F A X : 0285-72-6430

メール：kankou@town.mashiko.lg.jp